

消費税率引上げに伴う乗合バス運賃の改定について

日頃より北振バスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
令和元年 10 月 1 日より、消費税率の 8 % から 10 % への引上げに伴い、乗合バス運賃の改定を実施させていただきます。

① 区間運賃について

- ・全路線において運賃改定いたします。
(一部、運賃が変わらない区間もあります。)

② 定期券について

- ・令和元年 9 月 30 日までの購入分は改定前の運賃となります。
(改定前の運賃で購入頂いた定期券は通用期間中は 10 月 1 日以降もそのままご利用頂けます。)
- ・令和元年 10 月 1 日以降の購入分は改定後の運賃となります。
※購入は新規・継続とも使用開始日の 7 日前より購入頂けます。

③ 通学回数券について

- ・令和元年 9 月 30 日までの購入分は改定前の運賃となります。
(改定前の運賃で購入頂いた通学回数券は 10 月 1 日以降もそのままご利用頂けます。)
- ・令和元年 10 月 1 日以降の購入分は改定後の運賃となります。

④ 一般回数券について

- ・令和元年 10 月 1 日以降にご利用される場合は、改定後の運賃との差額分をお支払い頂くようになります。

・「井原地区あいあいバス」については現行通り 100 円均一料金となります。

北振バス株式会社